

令和8年度 学童保育所利用申込みについて

両親共働き等の理由により、放課後帰宅しても保護者が不在である家庭の児童の健全な育成を図るため、町内各小学校に設置する学童保育所の利用申込みを下記のとおり受付けます。現在、利用中の児童で、来年度も希望する場合は、申し込みが必要です。

【受付期間】 令和7年11月10日（月） 8：30から

11月28日（金） 17：00まで（ただし、土・日は除く）

※11月26日（水）～11月27日（木）は、17：00～19：00まで役場裏会議室にて受付します。

【受付場所】 志免町子育て支援課 子育て支援係（志免町役場3階） ※郵送可（11/28消印有効）

※学童保育所での受付けはしていません。

【提出書類】 1) 学童保育所利用申請書

2) 添付書類（下記の該当証明書等）

3) 学童保育所申込チェックリスト（郵送による提出時のみ）

【利用条件】 ●町内小学校に通う児童（新入生・転入予定含む）

●保護者（令和8年4月1日現在、18歳以上64歳未満の同居家族含む）が働いているなどの理由で、14時以降の不在が、月16日以上ある家庭または病気・家族の看護・就学等により自宅保育の出来ない家庭であること

（育児休業・就職活動期間のご利用はできません）

【添付書類】 保護者のほかに同居・同一敷地内の親族（令和8年4月1日現在、18歳以上64歳未満）も書類提出の対象です。各種書類については、10月1日以降に発行のものを添付してください。（随時申込は、申請日の1ヵ月以内発行のもの）

- | | | |
|--|---|--------------------------|
| ① 就労している方 | } | …「※1ウ. 就労証明書」または |
| ② 自営の方 | | 「※1エ. 採用見込証明書」（いずれも指定様式） |
| ③ 技能習得等の方（学校等の証明）…在学証明書等（保護者が在学中の場合は「在学期間」、「通学日数」「時間」等が記載されたもの。証明書に記載がなければ学校記載・押印による証明を提出すること） | | |
| ④ 入院・通院等の方 …「※2カ. 医師の診断書」 | | |
| ⑤ 障がいのある方 …障害者手帳の写し及び「※2カ. 医師の診断書」 | | |
| ⑥ 介護・看護をしている方 …介護・看護の対象者の身体障害者手帳（または療育手帳等）の写し及び医師の診断書（任意様式。要介護・看護の状況が分かるもの）及び「キ. 介護申出書」 | | |
| ⑦ 妊娠・出産の方 …受診済み妊婦健診補助券の写し（出産予定日がわかるもの） | | |
- ※1 ウ、エについては、4月から利用希望の方は、「令和8年4月末までに勤務を開始する証明」が必要です。また、勤務開始後、1ヵ月以内に「ウ. 就労証明書」の提出が必要となります。
- ※2 カについては、「指定様式」または「様式の内容を具備するもの」を提出すること。
- ※3 診断書は省略できる場合があります。お問い合わせください。

【申込みに当たっての注意点】

○受付期間中に書類をすべてそろえて提出してください。提出後に変更等生じた場合は、変更後の証明等を再度提出してください。書類の不足や不備がある場合、利用条件を満たしていない場合（日数・時間等）は受付できませんのでご了承ください。

○利用期間は、4月から翌年3月までの年度単位の通年利用となり、夏休み等長期休業中のみの利用はできません。また、利用要件を満たさなくなった場合（退職、育児休業等）は、年度の途中でであっても利用中止となります。

○調整の結果、きょうだいが同時に利用できない場合があります。

○利用の可否については、利用申込審査の後に通知します（1月下旬に送付予定）。

○書類に虚偽の内容があった場合は、利用決定後でも不承認になる場合があります。

○申込多数により、定員を超えた場合は調整により利用を決定いたします。その場合、原則として低学年のお子様を優先させていただきますので、ご了承ください。

○利用開始後においても、利用基準を満たすことが利用継続の条件となります。

そのため、年に1回、勤務状況等を確認するため家庭状況調査を行います。

≪利用に関してのお問い合わせは、志免町役場子育て支援課子育て支援係 [TEL] 935-1244≫

学童保育所とは？

○運営事業者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が運営しています。

○運営経費

保護者からの負担金、町からの委託金により運営されています。

○保護者の負担金

（児童1人あたり）

- | | | |
|--------|------------|---------------------|
| ・利用料 | 4,500円（月額） | } 運営事業者へのお支払いになります。 |
| ・おやつ代 | 1,500円（月額） | |
| ・傷害保険料 | 800円（年額） | |

○開設日・時間

月～金曜日	放課後 ～18:00
土曜日	8:00～18:00
学校休業日（長期休暇など）	8:00～18:00

※帰りは「保護者のお迎え」または「集団下校」になります。
集団下校時間 17:00（冬季11～2月は16:45）



【閉所日】 日曜・祝日・お盆（8月13日～15日）
年末年始（12月29日～翌年1月3日）

○延長保育について

- ・延長保育時間と利用料金

月～金曜日 18:00～19:00（月額3,000円 または 15分200円）

- ・土曜日・学校休業日（夏休み等）・振替日は、延長保育はありません。

○学童保育所利用料の減免制度について

対象者：●生活保護世帯 → 全額減免

●*市町村民税非課税世帯 → 半額減免

（おやつ代、保険料、延長保育料等は減免の対象外となります。）

★減免を受けるためには、前期4月～8月、後期9月～翌3月、年に2回申請が必要です。

≪減免制度のお問い合わせは、志免町役場子育て支援課子育て支援係 [TEL] 935-1244≫

≪各学童保育所連絡先≫ 志免町学童保育運営事務局 ☎ 935-7484

☆志免中央学童保育所 第1 ☎ 935-7460 第2 ☎ 515-6435

第3 ☎ 517-1909 第4 ☎ 519-3000

☆志免東学童保育所 第1 ☎ 935-7426 第2 ☎ 775-4029

☆志免西学童保育所 第1 ☎ 935-7417 第2 ☎ 515-7653

第3 ☎ 775-9417 第4 ☎ 776-3693

第5 ☎ 776-5398 第6 ☎ 204-4061

第7 ☎ 515-6785

☆志免南学童保育所 第1 ☎ 935-7483 第2 ☎ 516-8942